

・ **変更がない様式**

様式 1 (様式 1-1 ~ 1-3 含む) 採捕量等報告様式

様式 3 うなぎ稚魚の集出荷体制に関する届出書

様式 4 集出荷者名簿

様式 5 うなぎ稚魚の出荷体制に関する変更届出書

様式 6 漁業従事者名簿

様式 8 誓約書

様式 9 暴力団排除に関する誓約書

・ **変更した様式**

様式 2 指導日誌

様式 7 うなぎ稚魚漁業の漁業従事者標識届

・ **追加した様式**

様式 10 漁業従事に係る確認書

【新】

(様式2)

指導日誌

作業区域 _____
 (法人) 名称 _____
 (代表者・職) 氏名 _____
 担当者名 _____

月	指導日時	指導の内容
1月		
2月		
3月		

【旧】

(様式2)

巡回指導日誌

(法人) 名称 _____
 (代表者・職) 氏名 _____
 (月 日 ~ 月 日分) 担当者名 _____

月/日	巡回時間	巡回場所	巡回者名	巡回先の状況	巡回者の対応
/	: ~ : :				
	: ~ : :				
	: ~ : :				
	: ~ : :				
/	: ~ : :				
	: ~ : :				
	: ~ : :				
	: ~ : :				
/	: ~ : :				
	: ~ : :				
	: ~ : :				
	: ~ : :				

【新】

様式 7 (表面)

うなぎ稚魚漁業の漁業従事者標識届

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所 _____

(法人) 名 称 _____

(代表者・職) 氏 名 _____

操業区域 _____ において、うなぎ稚魚漁業の漁業従事者が採捕するときは、下記の標識を使用するので届け出ます。

記

(1) 標識の種類

(2) 標識の内容 イ. 材質 (_____)
ロ. 色 (1. 材質 _____ 2. 文字 _____)

(3) 標識の形体図 (下記のとおり)

(4) 採捕についての指導責任者氏名 _____

【備 考】

- (1) の標識の種類欄には、腕章、旗等その種類を記載すること。
※船舶を使用する場合は標識を船舶に掲げる旗にすること
- (2) の標識の内容欄のうち材質については、布、プラスチック等の別を記載し、色については材質と文字に分けて各々記載すること。
- (3) の標識の形体図欄には、その形を明記のうえ縦・横・高さ・直径等の寸法をセンチメートルで表わすこと。
- ・標識の現物を漁業管理課に見本として提出すること。
- ・標識にはうなぎ稚魚漁業許可、許可を受けた者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の職・氏名）、年度、漁業時期、操業区域、漁業従事者の氏名、漁業従事者番号を記載し、漁業従事者の写真を付けること

【旧】

様式 7 (表面)

うなぎ稚魚漁業の漁業従事者標識届

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所 _____

(法人) 名 称 _____

(代表者・職) 氏 名 _____

操業区域 _____ において、うなぎ稚魚漁業の漁業従事者が採捕するときは、下記の標識を使用するので届け出ます。

記

(1) 標識の種類

(2) 標識の内容 イ. 材質 (_____)
ロ. 色 (1. 材質 _____ 2. 文字 _____)

(3) 標識の形体図 (下記のとおり)

(4) 採捕についての指導責任者氏名 _____

備 考

- (1) の標識の種類欄には、腕章、タスキ等その種類を記載すること。
- (2) の標識の内容欄のうち材質については、布、プラスチック等の別を記載し、色については材質と文字に分けて各々記載すること。
- (3) の標識の形体図欄には、その形を明記のうえ縦・横・高さ・直径等の寸法をセンチメートルで表わすこと。
※コピー可能な薄地の用紙に黒字で記載すること。
- ※標識には許可を受けた者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の職・氏名）、年度、うなぎ稚魚採捕の標識であることを記載すること。
- ※標識には漁業従事者の写真を付けること

【新】

様式 10

漁業従事に係る確認書

令和 年 月 日

許可を受けようとする者 様

(本人自署)

住所
氏名

下記事項について確認し、うなぎ稚魚漁業の違反操業をしないことを確約します。

記

【漁業種類】 火光利用うなぎ稚魚すくい網漁業

【漁業時期】 令和7年1月1日から令和7年3月31日

【使用船舶】 (1) 船名
(2) 漁船登録番号

【操業区域】 操業区域 (区域図のとおり)

【条件】

ア 当該漁業許可の漁業従事者は漁業従事者名簿に記載された者でなければならない。

イ 漁業従事者は採捕に従事するとき、他から見やすいように標識を着用(船舶にあつては、見やすい場所に掲げること。)しなければならない。

ウ イの標識には「うなぎ稚魚漁業」と表示するとともに、許可を受けた者の氏名又は名称、許可年度、漁業時期、操業区域並びに漁業従事者の氏名及び漁業従事者番号を記載し、漁業従事者の顔写真を貼付しなければならない。

エ 漁業従事者は、イの標識を複写し、又は他人に譲渡し、若しくは貸与してはならない。

オ 漁業従事者は午前6時半から午後5時までの間は、採捕してはならない。

カ 漁業従事者が採捕に従事するときにあつては、一人につき使用する漁具は集魚灯(うなぎ稚魚の集魚又は探索を目的とするものをいう。以下同じ。)1個及びすくい網1本とし、他の漁具を併用し、又は使用してはならない。ただし、複数の光源を容易に脱着することができないように一つに束ねた集魚灯は1個のものとしてみなすものとし、作業灯(漁場に移動するための照明を含む。)は集魚灯に含めないものとする。

キ 漁業従事者は、魚類を誘導する副漁具(垣網その他類似漁具をいう。)を使用して(第三者が設置したものを利用する場合を含む。)、うなぎ稚魚を採捕してはならない。

ク 漁業従事者が使用するすくい網の規模は、網口の周囲が3メートル以内、網の丈が1メートル以内とする。

ケ 漁業従事者は、すくい網をひいて、うなぎ稚魚を採捕してはならない(ひき網の禁止)。

コ 漁業従事者は、船舶を使用して採捕する場合、漁業従事者名簿に漁業従事者ごとに記載された使用船舶に乗船できるものとし、それ以外の者は乗船してはならない。

サ 漁業従事者は、船舶を使用せず採捕する場合、遊泳し、又は浮き輪等の水中に浮かぶ道具を使用して、水面に漂いながら、うなぎ稚魚を採捕してはならない。

シ 漁業従事者は県内の採捕量上限600.3kg及び全国の池入れ21.7トン(国からの採捕停止要請があつた場合)に達すると知事が認めて、指示した日以降はうなぎ稚魚を採捕してはならない。

【その他事項】

(1) 令和7年12月31日まで漁業監督吏員、漁業法第176条第1項の規定に基づく検査に協力します。

(2) 以下の行為を絶対に行いません

【この行為が明らかとなった場合は1年間漁業従事者になれない】

- ・うなぎ稚魚の違法採捕
- ・漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述等をする行為
- ・漁業法第176条第1項の規定に基づく検査を拒み、妨げ又は忌避する行為

【旧】

様式 10

[追加]